

負担金検証調書【令和7年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	木曽川景観協議会負担金			市の担当部課	都市整備部 都市計画課 建築指導担当			問い合わせ先	0568-44-0331
負担金の金額	予算額	100,000 円	当初交付額	100,000 円	決算額	100,000 円	前年度決算額	0 円	

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	木曽川景観協議会			(法人格の有無)	無	代表者	木曽川景観協議会会長	所在	犬山市		
	構成団体	各務原市及び犬山市										
	設置の根拠	木曽川景観協議会規約(平成17年8月制定、平成21年、平成29年一部改正)										
	意思決定の方法	原則、総会にて決定。軽易なものについては事務局長により専決する。										
事務局の体制等	所在	犬山市大字犬山字東畑36					代表者	木曽川景観協議会会長				
	事業資金の管理責任者		木曽川景観協議会会長			事業資金の管理者		職員				
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか？		一部準拠	完全準拠でない 場合の内容等	3年ごとに犬山市と各務原市が事務局を交代しているので、お互いの市の基準に合わせて支出等を行っている。						
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述									証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法		金融機関への預け入れによる。									

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)		年1回の総会、数回の担当者会議、木曽川景観の定期的な記録保存、PR動画の作成、啓発看板の管理など。
	(犬山市の役割)	各務原市と共同で木曽川景観の行為の届出の内容などをチェックするなどの実務と啓発活動や景観パトロールなど協議会独自の連携した活動の実施。
事業実績 (具体的な手法)	各種会議の開催、研修会の実施、景観に関する保存記録、PR動画作成、啓発看板の維持管理 などに係る費用の負担。	
負担金を交付して 市が得たメリット	負担金の使途については、会議費・研修費などの事務費以外は、木曽川環境や景観に関する最低限の事業費で運用しており、木曽川景観に関する情報交換の場として効果的に働いている。 また、全国的にも数少ない県をまたいだ広域景観に関する景観法の法定協議会として、国土交通省などでもPRしてもらおうなど、犬山市の宣伝効果も高い。	

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)		100,000 円		精算の有無		無		精算(返還)額		0 円		精算後の負担金の額		100,000 円			
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)				収入額		円				支出額		円		余剰額		0 円	
構成員の負担割合(根拠)		犬山市、各務原市 各100,000円															
余剰額が発生した場合の取扱い		繰越金として次年度へ繰越す。											繰越額		160,258 円		
交付先における収入の状況(精算前の額)		500,290円 (負担金 200,000円、繰越金 299,862円、利息 428円)															
交付先における 支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)				決算(実績)											
		積算等		金額		積算等		金額		契約の方法、相手方等							
	会議費	協議会、報酬 等		70,000 円		協議会、費用弁償代		31,262 円									
	事務費	消耗品、振込手数料等		20,000 円		振込手数料		770 円									
	事業費	パンフレット作成委託料 等		350,000 円		パンフレット作成委託料 等		308,000 円									
	備品費	HD等購入費		50,000 円				0 円									
	予備費			9,900 円				0 円									
		合計				499,900 円				340,032 円							
		積算がない場合 の特記事項															

5 負担金の検証について

検証年度	令和7年度実施	検証内容	各市10万円であり、毎年総会で事業報告、監査報告、事業計画、予算案を確認している。
------	---------	------	---